

地方独立行政法人奈良県立病院機構職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、地方独立行政法人奈良県立病院機構職員就業規則（以下「就業規則」という。）第36条の規定に基づき、地方独立行政法人奈良県立病院機構（以下「法人」という。）職員の勤務時間、休日、休暇等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

2 この規程に定めのない事項については、労働基準法（昭和22年法律第39号。以下「労基法」という。）及びその他関係法令並びに就業規則の定めるところによる。

(適用範囲)

第2条 この規程は、就業規則第3条第1項に定める職員に適用する。

2 就業規則第3条第2項に定める職員の勤務時間、休日、休暇等については、別に定める。

(所定勤務時間)

第3条 職員の勤務時間は、休憩時間を除き、原則として、1週間（土曜日から金曜日までの7日間をいう。以下同じ。）あたり38時間45分とする。

2 第1項の勤務時間は、原則として、1日あたり7時間45分とする。

3 育児短時間勤務職員、短時間勤務正職員等の短時間勤務職員（以下「短時間勤務職員」という。）の勤務時間については、前2項の規定にかかわらず、理事長が別に定める。

(始業及び終業の時刻並びに休憩時間)

第4条 職員の始業及び終業の時刻並びに休憩時間は、原則として、次のとおりとする。

(1) 始業時刻 8時30分

(2) 終業時刻 17時15分

(3) 休憩時間 12時から13時

2 業務上の必要がある場合には、前項の規定にかかわらず、1日の労働時間が7時間45分を超えない範囲内で、始業及び終業の時刻並びに休憩時間の時間帯を変更することができる。

(週休日及び勤務時間の割振り)

第5条 土曜日及び日曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、理事長は、短時間勤務職員については、必要に応じ、これらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。

2 理事長は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

(4週間以内の変形労働時間制)

第6条 業務の都合上必要があると認められる職員については、第3条、第4条及び第5条の規定にかかわらず、4週間以内の一定期間を平均して1週間の勤務時間が38時間45分になるように、別表第1に従い割り振るものとする。

2 前項の規定により、週休日を定める場合は、4週間ごとの期間につき8日の週休日（短時間勤務職員にあっては当該短時間勤務の内容に従った8日以上）の週休日（短時間勤務職員にあっては当該短時間勤務の内容に従った8日以上）の週休日を設けるものとする。ただし、業務上の都合等により4週間ごとの期間につき8日（短時間勤務職員にあっては当該短時間勤務の内容に従った8日以上）の週休日を設けることが困難な場合は、4週を超えない期間につき1週間あたり1日以上割合で週休日を設けるものとする。

3 前項本文の定めるところに従い週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、勤務日が引き続き12日を超えないようにし、かつ、一回の勤務に割り振られる勤務時間が、引き続き16時間を超えないようにしなければならない

い。

4 第2項ただし書の定めるところに従い週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、次に掲げる基準に適合するよう行わなければならない。

(1) 週休日が毎4週間につき4日以上となるようにすること。

(2) 勤務日が引き続き12日を超えないこと。

(3) 1回の勤務に割振られる勤務時間が16時間を超えないこと。

5 理事長は、第1項の規定により勤務時間を割り振り、又は第2項の規定により週休日を定めた場合は、適当な方法により速やかにその内容を明示するものとする。

(週休日の振替等)

第7条 理事長は、職員に第5条第1項又は第6条第2項の規定に基づき週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、第5条第2項又は第6条第1項の規定により勤務時間が割り振られた日（以下この条において「勤務日」という。）のうち、次項に定める勤務期間内にある勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、または当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち半日（勤務時間のうち4時間または3時間45分をいう。以下この条において同じ。）を当該勤務日に割り振ることをやめて当該半日の勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。

2 前項に掲げる勤務期間は、前項に規定する勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする4週間前の日から当該勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする8週間後の日までの期間とする。

3 第1項の振替を行う場合には、週休日は毎4週間につき4日以上となり、また連続勤務日数が24日を超えないようにしなければならない。

4 理事長は、勤務時間のうち半日の割振り変更を行う場合には、第2項に規定する期間内にある勤務日の始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続する勤務時間について割り振ることをやめて行わなければならない。

5 理事長は、第1項に規定する週休日の振替又は半日勤務時間の割振り変更を行った場合には、職員に対して速やかにその内容を通知するものとする。

(休憩時間)

第8条 職員の休憩時間は、1日の勤務時間が、6時間を超える場合においては少なくとも45分、7時間45分を超える場合においては少なくとも1時間の休憩時間をそれぞれ勤務時間の途中に与えるものとする。

2 前項の休憩時間は、業務上の必要がある場合、一斉に与えないことができる。

(宿日直)

第9条 理事長は、職員に対し、業務の都合上必要がある場合には、正規の勤務時間以外の時間又は週休日もしくは休日において、次の各号に掲げる断続的な業務を行うため、宿日直勤務を命ずることができる。ただし、短時間勤務職員にあっては、業務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として次の各号に掲げる勤務を命じようとする時間帯に、当該勤務に従事する職員のうち短時間勤務職員以外の職員に当該勤務を命ずることができない場合に限り、当該断続的な勤務をすることを命ずることができる。

(1) 本来の勤務に従事しないで行う庁舎、設備、備品、書類等の保全、外部との連絡、文書の收受、庁内の監視を目的とする勤務

(2) 救急の外来患者等に関する事務処理等のための当直勤務

(3) 入院患者の病状の急変等に対処するための医師又は歯科医師の当直勤務

2 法人は、職員に前項に規定する勤務を命ずる場合には、当該勤務が過度にならないように留意しなければならない。

(災害時の勤務)

第 10 条 理事長は、災害その他避けることのできない事由によって臨時の必要がある場合には、職員に、正規の勤務時間以外又は週休日もしくは休日に勤務を命ずることができる。ただし、当該職員が短時間勤務職員である場合にあっては、業務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合、正規の勤務時間以外の時間において前条第 1 項各号に掲げる勤務以外の勤務をすることを命ずることができる。

2 職員に前項の勤務を命じる場合においては、労基法第 33 条第 1 項に規定する必要な手続きをとるものとする。
(正規の勤務時間以外の勤務)

第 11 条 理事長は、業務の都合上必要がある場合には、労基法第 36 条に規定する手続を経て、職員に、正規の勤務時間以外又は週休日に勤務を命ずることができる。ただし、当該職員が短時間勤務職員である場合にあっては、業務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合に限り、正規の勤務時間以外の時間において第 9 条第 1 項各号に掲げる勤務以外の勤務をすることを命ずることができる。

2 理事長は、前項に規定する勤務を命ずる場合には、当該勤務が過度にならないように、また職員の健康及び福祉を害しないように考慮しなければならない。

3 理事長は、短時間勤務職員に第 1 項に規定する勤務を命ずる場合には、短時間勤務職員の正規の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の正規の勤務時間より短く定められている趣旨に十分留意しなければならない。
(超過勤務代休時間)

第 12 条 理事長は、地方独立行政法人奈良県立病院機構職員給与規程（以下、「給与規程」という。）第 29 条の規定により超過勤務手当を支給すべき職員に対して、当該超過勤務手当の一部支給に代わる措置の対象となるべき時間（以下、「超過勤務代休時間」という。）として、次条に定める期間内にある第 5 条第 2 項又は第 6 条第 1 項の規定により勤務時間が割り振られた日（以下この条において「勤務日」という。）で第 19 条第 1 項に規定する休日及び代休日以外のものに割り振られた勤務時間の全部又は一部を指定することができる。

2 前項の規定により超過勤務代休時間を指定された職員は、当該超過勤務代休時間には、特に勤務することを命ぜられる場合を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。
(超過勤務代休時間の指定)

第 13 条 前条第 1 項に規定する期間は、給与規程第 29 条第 5 項に規定する 60 時間を超えて勤務した全時間に係る月（次項において「60 時間超過月」という。）の末日の翌日から同日を起算日とする 2 月後の日までの期間とする。

2 理事長は前条第 1 項の規定に基づき超過勤務代休時間を指定する場合には、前項に規定する期間内にある勤務日等（休日及び代休日（第 19 条第 1 項に規定する代休日をいう。以下同じ。）を除く。第 4 項において同じ。）に割り振られた勤務時間のうち、超過勤務代休時間の指定に代えようとする超過勤務手当の支給に係る 60 時間超過月における給与規程第 29 条第 5 項の規定の適用を受ける時間（以下この項及び第 6 項において「60 時間超過時間」という。）の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時間数の時間を指定するものとする。

- (1) 給与規程第 29 条第 1 項第 1 号に掲げる勤務に係る時間 当該時間に該当する 60 時間超過時間の時間数に 100 分の 25 を乗じて得た時間数
- (2) 給与規程第 29 条第 2 項に規定する 7 時間 45 分に達するまでの間の勤務に係る時間 当該時間に該当する 60 時間超過時間の時間数に 100 分の 50 を乗じて得た時間数
- (3) 給与規程第 29 条第 3 項に規定する割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（次号に掲げる時間を除く。） 当該時間に該当する 60 時間超過時間の時間数に 100 分の 25 を乗じて得た時間数
- (4) 給与規程第 29 条第 4 項に規定する 38 時間 45 分に達するまでの間の勤務に係る時間 当該時間に該当する 60 時間超過時間の時間数に 100 分の 50 を乗じて得た時間数
- (5) 給与規程第 29 条第 1 項第 2 号に掲げる勤務に係る時間 当該時間に該当する 60 時間超過時間の時間数に 100 分の 15 を乗じて得た時間数

- 3 前項の場合において、その指定は、4時間又は7時間45分（年次有給休暇の時間に連続して超過勤務代休時間を指定する場合にあっては、当該年次有給休暇の時間の時間数と当該超過勤務代休時間の時間数を合計した時間数が4時間又は7時間45分となる時間）を単位として行うものとする。
- 4 理事長は、前条第1項の規定に基づき1回の勤務に割り振られた勤務時間の一部について超過勤務代休時間を指定する場合には、第1項に規定する期間内にある勤務日等の始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続する勤務時間について行わなければならない。ただし、理事長が業務の運営並びに職員の健康及び福祉を考慮して必要があると認める場合は、この限りでない。
- 5 理事長は、職員があらかじめ超過勤務代休時間の指定を希望しない旨申し出た場合には、超過勤務代休時間を指定しないものとする。
- 6 理事長は前条第1項に規定する措置が60時間超過時間の勤務をした職員の健康及び福祉の確保に特に配慮したものであることにかんがみ、前項に規定する場合を除き、当該職員に対して超過勤務代休時間を指定するよう努めるものとする。
- 7 超過勤務代休時間の指定の手続きに関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（育児又は介護を行う職員の深夜勤務の制限）

第14条 理事長は、小学校就学の始期に達するまでの子（地方独立行政法人奈良県立病院機構職員育児休業規程（以下「育児休業規程」という。）第2条第1項において子に含まれるものとされる者を含む。以下同じ。）のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして次の各号のいずれにも該当しない者）が、当該子を養育するために請求した場合には、事業の運営に支障を与える場合を除き、深夜における勤務を命じないものとする。

- (1) 深夜において就業していない者（深夜における就業日数が1月について3日以下の者を含む。）
- (2) 負傷、疾病または身体上もしくは精神上の障害により請求に係る子を養育することが困難な状態にない者
- (3) 8週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）以内に出産する予定である者または産後8週間を経過しない者でないこと。

2 理事長は、地方独立行政法人奈良県立病院機構職員介護休業規程第2条に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下この項及び次条において「要介護者」という。）のある職員が、当該要介護者を介護するために請求した場合には、事業の運営に支障がある場合を除き、深夜における勤務を命じないものとする。

（育児又は介護を行う職員の時間外勤務等の制限）

第15条 理事長は、3歳に満たない子のある職員が、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、時間外勤務をさせてはならない。

- 2 理事長は、要介護者のある職員が、当該要介護者を介護するために請求した場合には、事業の運営に支障がある場合を除き、時間外勤務をさせてはならない。
- 3 理事長は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、1月について24時間、1年について150時間を超えて、時間外勤務を命じないものとする。
- 4 理事長は、要介護者のある職員が、当該要介護者を介護するために請求した場合には、事業の運営に支障がある場合を除き、1月について24時間、1年について150時間を超えて、時間外勤務を命じないものとする。

（妊産婦の時間外勤務等）

第16条 理事長は、妊娠中又は出産後1年以内の女性職員が請求した場合には、時間外勤務、休日の勤務及び深夜における勤務を命じないものとする。

（育児又は介護を行う職員の遅出勤務）

第 17 条 12 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子のある職員が当該子を養育するために請求し、理事長の承認を受けた場合には、当該職員の勤務時間の割振りは、月曜日から金曜日までのうち承認を受けた特定の曜日については、午前 8 時 45 分から午後 5 時 30 分まで又は午前 9 時から午後 5 時 45 分までとする。

2 職員が要介護者を介護するために請求し、理事長の承認を受けた場合には、当該職員の勤務時間の割振りは、月曜日から金曜日までのうち承認を受けた特定の曜日については、午前 8 時 45 分から午後 5 時 30 分まで又は午前 9 時から午後 5 時 45 分までとする。

(休日)

第 18 条 職員の休日は、次のとおりとし、特に勤務することを命ぜられる者を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。

(1) 国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日

(2) 年末年始の休日(12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日、前項に該当する休日を除く。)

(休日の代休日)

第 19 条 理事長は、職員に前条に規定する休日(以下「休日」という。)に割り振られた勤務時間の全部(次項において「休日の全勤務時間」という。)について特に勤務することを命じた場合には、当該休日前に、第 3 項に定めるところにより、当該休日変わる日(次項において「代休日」という。)として、当該休日後の勤務日等(第 12 条第 1 項の規定により超過勤務代休時間が指定された勤務日等及び休日を除く。)を指定することができる。

2 前項の規定により代休日を指定された職員は、勤務を命ぜられた休日の全勤務時間を勤務した場合において、当該代休日には、特に勤務することを命ぜられるときを除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。

3 第 1 項の規定に基づく代休日の指定は、勤務することを命じた休日を起算日とする 8 週間後の日までの期間内にあり、かつ、当該休日に割り振られた勤務時間と同一の勤務時間が割り振られた勤務日等(第 12 条第 1 項の規定により超過勤務代休時間が指定された勤務日等及び休日を除く。)について行わなければならない。

(休暇の種類)

第 20 条 職員の休暇は、年次有給休暇及び特別休暇とする。

(年次有給休暇)

第 21 条 年次有給休暇は、1 の年度(1 の年の 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの期間をいう。以下同じ。)ごとにおける休暇とし、その日数は、1 の年度において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。

(1) 次号から第 6 号に掲げる職員以外の職員 20 日

(2) 次号及び第 4 号に掲げる職員以外の職員であって、当該年度中途において新たに職員となった者 その者の採用の発令の日の属する月に応じ、別表第 2 の日数欄に掲げる日数(短時間勤務職員にあつては、その者の勤務時間等を考慮し、理事長が別に定める日数)(以下「基本日数」という。)

(3) 次号に掲げる職員以外の職員であって、当該年度において奈良県職員等となった者で、引き続き新たに職員となった者 奈良県職員等となった日において新たに職員となったものとみなした場合における基本日数から、新たに職員となった日の前日までの間に使用した年次有給休暇に相当する休暇の日数を減じて得た日数

(4) 当該年度の前年度において奈良県職員等であった者であつて引き続き当該年度に新たに職員となった者 奈良県職員等としての在職期間及びその在職期間中における年次有給休暇に相当する休暇の残日数等を考慮し、20 日に新たに職員となった日の属する年の前年における年次有給休暇に相当する休暇の残日数(当該日数が 20 日を超える場合にあつては、20 日)を加えて得た日数から、職員となった日の前日までの間に使用した年次有給休暇に相当する休暇の日数を減じて得た日数

(5) 斉一型短時間勤務職員(短時間勤務職員のうち、1 週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が

同一であるものをいう。以下同じ。) 20日に斉一型短時間勤務職員の1週間の勤務日の日数を5日で除して得た数を乗じて得た日数

- (6) 不斉一型短時間勤務職員(短時間勤務職員のうち、斉一型短時間勤務職員以外のものをいう。以下同じ。) 155時間に不斉一型短時間勤務職員の1週間の勤務時間を38時間45分で除して得た数を乗じて得た時間数を、7時間45分を一日として日に換算して得た日数

- 2 前項第3号及び第4号に規定する「奈良県職員等」とは、奈良県職員、地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号)の適用を受ける職員、技能労務職員の給与等に関する規則(昭和32年10月奈良県規則第62号)の適用を受ける職員、特別職に属する地方公務員、他の地方公共団体の職員、国家公務員又は沖縄振興開発金融公庫若しくは公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成13年12月奈良県条例第20号)第2条第1項及び第10条の規定に基づき人事委員会規則で定めるもの若しくは独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人若しくは国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第1項に規定する国立大学法人若しくは地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人その他その業務が国又は地方公共団体の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人に使用される者とする。

(年次有給休暇の付与日数の変更)

第22条 次の各号に掲げる場合において、1週間ごとの勤務日の日数又は勤務日ごとの勤務時間の時間数(以下「勤務形態」という。)が変更されるときの当該変更の日以後における職員の年次有給休暇の日数は、当該年度の初日に当該変更の日の勤務形態を始めた場合にあっては前条第1項第1号、第5号及び第6号に規定する年次有給休暇の日数(以下「付与日数」という。)に第25条の規定により当該年度の前年度から繰り越された年次有給休暇の日数(以下「繰越日数」という。)を加えて得た日数とし、当該年度の初日後に当該変更後の勤務形態を始めた場合において、同日以前に当該変更前の勤務形態を始めたときにあっては繰越日数から当該年度において当該変更の日の前日までに使用した年次有給休暇の日数(以下「使用日数」という。)を減じて得た日数(0を下回るときは、0)(以下「繰越残日数」という。)に、付与日数(使用日数が繰越日数を超える場合にあっては付与日数から当該超える日数を減じて得た日数)に、次の各号に掲げる場合に応じ、次の各号に掲げる率(1を下回るときは、1)を乗じて得た日数(20日を超えるときは、20日)(以下「変更後付与残日数」という。)を加えて得た日数とし、当該年度の初日後に当該変更前の勤務形態を始めたときにあっては当該勤務形態を始めた日においてこの条の規定により得られる繰越残日数及び変更後付与残日数について、当該年度の初日以前に当該変更前の勤務形態を始めたときにおける場合に準じて計算して得た日数とする。

- (1) 短時間勤務職員以外の職員が、1週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一である短時間勤務(以下この条において「斉一型短時間勤務」という。)を始める場合、斉一型短時間勤務職員が引き続いて勤務時間を異にする斉一型短時間勤務を始める場合又は斉一型短時間勤務職員が斉一型短時間勤務を終える場合 勤務形態の変更後における1週間の勤務日の日数を当該勤務形態の変更前における1週間の勤務日の日数で除して得た率
- (2) 短時間勤務職員以外の職員が斉一型短時間勤務以外の短時間勤務(以下この条において「不斉一型短時間勤務」という。)を始める場合、不斉一型短時間勤務をしている職員が引き続いて勤務形態を異にする不斉一型短時間勤務を始める場合又は不斉一型短時間勤務職員が不斉一型短時間勤務を終える場合 勤務形態の変更後における1週間当たりの勤務時間の時間数を当該勤務形態の変更前における1週間当たりの勤務時間の時間数で除して得た率
- (3) 斉一型短時間勤務をしている職員が引き続いて不斉一型短時間勤務を始める場合 勤務形態の変更後における1週間当たりの勤務時間の時間数を当該勤務形態の変更前における勤務日ごとの勤務時間の時間数を7時間45分とみなした場合の1週間当たりの勤務時間の時間数で除して得た率
- (4) 不斉一型短時間勤務をしている職員が引き続いて斉一型短時間勤務を始める場合 勤務形態の変更後における勤

務日ごとの勤務時間の時間数を7時間45分とみなした場合の1週間当たりの勤務時間の時間数を当該勤務形態の変更前における1週間当たりの勤務時間の時間数で除して得た率

(年次有給休暇の単位)

第23条 年次有給休暇は、1日又は1時間を単位として取得することができる。ただし、年次有給休暇の残日数のすべてをとろうとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数のすべてをとることができる。

2 1時間を単位としてとる年次有給休暇を日に換算する場合には、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間数をもって1日とする。

(1) 次号から第4号までに掲げる職員以外の職員__7時間45分

(2) 育児休業規程第17条第1項第1号から第4号まで及び第7号に掲げる勤務の形態の育児短時間勤務職員__次に掲げる規定に掲げる勤務の形態の区分に応じ、次に掲げる時間数

ア 育児休業規程第17条第1項第1号 3時間55分

イ 育児休業規程第17条第1項第2号 4時間55分

ウ 育児休業規程第17条第1項第3号又は第4号 7時間45分

エ 育児休業規程第17条第1項第7号 6時間

(3) 斉一型短時間勤務職員(前号に掲げる職員を除く。) 勤務日ごとの勤務時間の時間数(1分未満の端数があるときは、これを切り捨てた時間)

(4) 不斉一型短時間勤務職員(第2号に掲げる職員を除く。) 7時間45分

3 1日の勤務時間が4時間を超える者について、勤務時間が割り振られた日の始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続して4時間以上の年次有給休暇を取得するときは、半日の年次有給休暇を取得するものとみなす。

(年次有給休暇の届出)

第24条 職員は、年次有給休暇をとろうとするときは、あらかじめ理事長にその時季を届け出なければならない。

2 年次有給休暇は、職員の届け出た時季に与えるものとする。ただし、理事長は、前項の届出があった場合において、職員の届け出た時季に休暇を与えることにより業務の正常な運営に支障をきたす場合には、当該届出に係る時季を変更することができる。

(年次有給休暇の協定による時季)

第25条 職員の過半数で組織する労働組合との書面による協定により、年次有給休暇を与える時季に関する定めをしたときは、第21条および第22条の規定による年次有給休暇の日数のうち5日を超える部分については、前条の規定にかかわらず、その定めにより年次有給休暇を与えることができる。

(年次有給休暇の職員ごとの時季)

第26条 第21条及び第22条の規定により、年次有給休暇を10日以上付与された職員については、付与日から1年以内に、年次有給休暇のうち5日について、職員ごとに時季を定めることにより与えるものとする。ただし、前2条の規定による年次有給休暇を与えた場合においては、当該与えた年次有給休暇の日数(当該日数が5日を超える場合には、5日とする。)分については、時季を定めて与える5日から控除するものとする。

(年次有給休暇の繰越)

第27条 1の年度における年次有給休暇のうち20日を超えない範囲内の残日数を限度として、当該年度の翌年度に繰り越すことができる。

(年次有給休暇の取得順序)

第28条 年次有給休暇は、前年度に付与したものから取得していくものとする。

(特別休暇)

第 29 条 職員は、負傷又は疾病による療養のため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合その他特別の事由により勤務しないことが相当である場合には、理事長の承認を得て、特別休暇をとることができる。

2 負傷又は疾病による療養のための特別休暇の期間は、次の各号に掲げる疾病等の区分に応じ、当該各号に定める範囲内において医師の証明等に基づき最小限度必要と認められる期間又は法令等の規定により就業を禁止した期間とする。

(1) 業務上の負傷若しくは疾病又は通勤(地方公務員災害補償法(昭和 42 年法律第 121 号)第 2 条第 2 項及び第 3 項に規定する通勤をいう。)による負傷若しくは疾病の場合 6 月。ただし、理事長が必要と認めた場合にあっては、6 月を超える期間とすることができる。

(2) 結核性疾患の場合 1 年

(3) 前 2 号に掲げる場合以外の負傷又は疾病(妊娠に起因する疾病を含む。)の場合 90 日(つわりにより勤務が困難な場合にあっては 7 日)。ただし、理事長が特に認める場合、当該期間を 90 日を超えない範囲内で延長することができる。

3 前項第 2 号及び第 3 号の規定により特別休暇を取得した職員が、休暇期間を終了し、勤務するに至った後、再び当該休暇を取得した場合、その者の休暇期間は、勤務するに至る前の休暇期間に引き継いだものとみなす。ただし、当該休暇期間が終了し、勤務するに至った後、前項第 2 号及び第 3 号に規定する特別休暇の取得又は負傷若しくは疾病により地方独立行政法人奈良県立病院機構職員職務専念義務の免除に関する規程第 2 条第 4 号による職務専念義務の免除を受けることなく 6 月を経過したときは、この限りでない。

4 妊娠に起因する疾病による特別休暇については、前項の規定を適用しないものとする。

5 第 2 項に定める以外の特別休暇を取ることができる場合及びその場合の特別休暇の期間は、別表第 3 に定めるところによる。

(特別休暇の届出等)

第 30 条 職員が特別休暇を請求する場合は、あらかじめ理事長の承認を得なければならない。ただし、やむを得ない事由によりあらかじめ承認を得ることができなかつた場合には、できる限り速やかに理事長の承認を得なければならない。

(出勤)

第 31 条 職員は、定刻までに出勤し、ただちに自ら出勤簿に押印しなければならない。ただし、出退勤管理システム(電磁的記録により職員の出勤時刻及び退勤時刻の記録を行うシステムで理事長が別に指定するものをいう。)を使用する所属の職員は、出勤簿に押印することに代えて、自ら出勤時刻及び退勤時刻を出退勤管理システムに記録しなければならない。

(雑則)

第 32 条 この規程に定めるもののほか、職員の勤務時間、休日、休暇等に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

別表第 1 (4 週間以内の変形労働時間制において勤務する職員の勤務時間の割振り)

別表第 2 (年の中途において新たに職員となった者の年次有給休暇の日数)

別表第 3 (特別休暇)

別表第 4 (忌引休暇の日数)

附則

(経過措置)

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

2 (削除)

3 (削除)

(新型コロナウイルス感染者の宿泊療養施設における勤務の特例)

4 当分の間、第 6 条第 1 項中「別表第 1 に従い割り振るものとする。」とあるのは「別表第 1 (新型コロナウイルス感染症 (新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令 (令和 2 年政令第 11 号) 第 1 条に規定するものをいう。) の患者の宿泊療養施設において勤務する職員にあつては、日勤の勤務時間を 8 時 30 分から 17 時 15 分まで、夜間勤務の勤務時間を 16 時 30 分から翌 9 時 00 分まで、休憩時間はそれぞれの勤務時間中において 60 分、週休日は職員ごとに 4 週で 8 回とし、当該職員の所属長が勤務の割り振り及び週休日の指定を行う。) に従い割り振るものとする。」と読み替える。

附則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、平成 27 年 7 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、平成 28 年 2 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、平成 29 年 1 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、平成 29 年 9 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

(休日の代休日の特例)

2 平成 31 年 4 月 29 日から同年 5 月 6 日までの間にある休日について特に勤務することを命じた場合の第 19 条第 1 項の規定による代休日の指定については、同条第 3 項中「勤務することを命じた休日を起算日とする 8 週間後の日までの期間内」とあるのは、「勤務することを命じた休日の 4 週間前の日から当該勤務することを命じた休日の 12 週間後の日までの期間内」と読み替えるものとする。

附則

この規程は、令和元年 5 月 15 日から施行する。

附則

(施行期日等)

1 この規程は、令和 2 年 1 月 1 日から施行する。

2 前項の規定にかかわらず、改正後の別表第 3 第 18 項及び附則第 6 項の規定は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(引き続き令和2年1月1日に在籍する職員に関する経過措置)

3 施行日の前日において在籍する職員であって、引き続き令和2年1月1日に在籍する職員については、令和2年1月1日から令和3年3月31日までの間、改正後の第21条第1項の規定は適用せず、令和2年1月1日に、同期間の年次有給休暇として、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数を付与する。

(1) 第2号及び第3号に掲げる職員以外の職員 25日

(2) 斉一型短時間勤務職員 25日に斉一型短時間勤務職員の1週間の勤務日の日数を5日で除して得た数を乗じて得た日数

(3) 不斉一型短時間勤務職員 193時間45分に不斉一型短時間勤務職員の1週間の勤務時間を38時間45分で除して得た数を乗じて得た時間数を、7時間45分を一日として日に換算して得た日数

4 前項の規定により付与された年次有給休暇に係る改正後の第27条の規定については、同条中「20日」とあるのは「25日」と、「当該年度の翌年度」とあるのは「附則第3項に規定する期間の末日の属する年度の翌年度(12月31日までの期間に限る。)」と読み替えるものとする。

5 第3項に規定する職員に係る改正後の別表第3第7項、同表第19項及び同表第20項の規定による特別休暇については、令和2年1月1日から令和2年3月31日までの間、次の各号に掲げる休暇の区分に応じて、当該各号に掲げる日数を取得できるものとする。

(1) 改正後の別表第3第7項の規定による休暇 2日の範囲内の期間

(2) 改正後の別表第3第19項の規定による休暇 2日(その養育する12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が2人以上の場合にあつては、4日)の範囲内の期間

(3) 改正後の別表第3第20項の規定による休暇 2日(要介護者が2人以上の場合にあつては、4日)の範囲内の期間

(奈良県との交流職員に関する経過措置)

6 奈良県との人事交流により法人の職員となった者に係る改正後の別表第3第18項の規定による特別休暇を取得することができる場合における勤続期間については、奈良県職員として在職した期間を通算する。

附則

(施行期日等)

1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

2 前項の規定にかかわらず、附則第3項から同第6項の規定は、令和2年3月31日から施行する。

(令和2年3月31日以降に奈良県との人事交流に応じて退職する職員の年次有給休暇に関する特例)

3 令和2年3月31日に、職員が、理事長の要請に応じ、奈良県職員となるため退職し、引き続き奈良県職員となる場合において引き継ぐ年次有給休暇の日数については、令和2年1月1日に付与された25日に退職する日の属する年の前年における年次有給休暇に相当する休暇の残日数(当該日数が20日を超える場合にあつては、20日)を加えて得た日数から、令和2年1月1日から退職する日までの間に取得した年次有給休暇に相当する休暇の日数に5日を加えて得た日数を減じて得た日数とする。

4 令和3年3月31日に、職員が、理事長の要請に応じ、奈良県職員となるため退職し、引き続き奈良県職員となる場合において引き継ぐ年次有給休暇の日数については、令和2年1月1日に付与された25日に、令和3年1月1日に20日の年次有給休暇を付与したものとみなし、当該日数を加えて得た日数から、令和2年1月1日から退職する日までの間に取得した年次有給休暇に相当する休暇の日数に5日を加えて得た日数を減じて得た日数とする。

5 令和4年3月31日以降の年度の末日に、職員が、理事長の要請に応じ、奈良県職員となるため退職し、引き続き奈良県職員となる場合において引き継ぐ年次有給休暇の日数については、退職する日の属する年度の初日に付与された日数に、退職する日の属する年の初日に20日の年次有給休暇を付与したものとみなし、当該日数を加えて得た日

数から、退職する日の属する年度の初日から退職する日までの間に取得した年次有給休暇に相当する休暇の日数を減じて得た日数とする。

- 6 前3項に規定する日でない日に、職員が、理事長の要請に応じ、奈良県職員となるため退職し、引き続き奈良県職員となる場合において引き継ぐ年次有給休暇の日数については、前3項の規定の例による。

附則

この規程は、令和2年6月1日から施行し、令和2年4月26日から適用する。